

平成 22 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について (総務大臣分)

1. 政治資金監査の結果 (概要)

- 今回提出された政治資金監査報告書では、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が増加 (H21年分 91.4% → H22年分 95.6%)。
- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

区 分	団体数	割 合
調 査 団 体 数	9 6 2 (※)	1 0 0 . 0 %
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	9 2 0	9 5 . 6 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	8	0 . 9 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	3 0	3 . 1 %
(4) (2)及び(3)が複合したもの	4	0 . 4 %

※ 収支報告書に併せて政治資金監査報告書が提出された国会議員関係政治団体 (12/31現在で国会議員関係政治団体であったもの828団体、解散日現在において国会議員関係政治団体であったもの134団体) を調査対象とした。

(参考)

- ① 上記(2)又は(4)により、「会計帳簿に記載不備があったもの」として報告されたものの大半は、「支出を受けた者の住所」に記載不備があったとされたもの。
- ② 上記(3)又は(4)により、「会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの」として報告されたものの大半は、領収書等又は振込明細書の徴収漏れ又は亡失により存在せず、また領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出があったものとして、「領収書等亡失等一覧表」が添付されていたもの。

2. 政治資金監査報告書の記載状況

- 今回提出された政治資金監査報告書においても、一部ではあるが、必ずしも正確でない記載が見受けられたところ。
- これらの改善に当たっては、別途実施している都道府県選挙管理委員会分の調査の結果も踏まえる必要があるが、基本的には、本年8月に作成した「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用を促進するほか、「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」の継続的な実施や関係士業団体との連携を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行うなど、より精度の高い政治資金監査報告書の作成に繋がるよう注力。

(参考事例)

- ① 「1 監査の概要」に関する記載
 - ・ 政治資金監査の対象となる書類をすべて列記していないもの、あるいは、それらの書類を「会計帳簿等の関係書類」などと記載しているもの。
 - ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭でないものや、その実施場所を具体的に特定していないもの。
- ② 「2 監査の結果」に関する記載
 - ・ 保存されていることを確認した書類と、収支報告書の支出の基礎となった書類が異なるなど、記載内容が整合的でないもの。
 - ・ 支出内容から推認して、明らかに存在しないと思われる書類を記載しているもの。
- ③ 「3 業務制限」に関する記載
 - ・ 業務制限に関する記載が漏れているもの。
 - ・ 使用人等が業務制限に該当しない旨を明記していないもの。